

平成28年

第2回市議会定例会 議案第14号

函館市病院局職員資格取得資金貸与条例の制定について
函館市病院局職員資格取得資金貸与条例を次のように定める。

平成28年6月13日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市病院局職員資格取得資金貸与条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市立函館病院、市立函館恵山病院および市立函館南茅部病院（以下「市立病院」と総称する。）の医療業務に従事する職員が高度な医療技術に関する資格を取得する際に必要となる資金の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格取得資金の貸与)

第2条 市立病院において看護師、薬剤師その他の管理規程で定める医療業務に従事する職員であつて、管理規程で定める要件に該当するものは、認定看護師、がん専門薬剤師その他の市立病院の医療技術の向上に資するものとして管理規程で定める資格（以下単に「資格」という。）を取得しようとするときは、この条例の定めるところにより、資格を取得するために必要な資金（以下「資格取得資金」という。）の貸与を受けることができる。

(資格取得資金の種類等)

第3条 資格取得資金の種類および貸与限度額は、管理規程で定めるものとし、毎年度予算の範囲内において貸与するものとする。ただし、1人につき、1年度当たりの貸与総額は、200万円を超えることができない。

2 貸与する資格取得資金は、無利子とする。

(貸与の方法)

第4条 資格取得資金の貸与を受けようとする者は、管理規程で定める

ところにより，公営企業管理者（以下「管理者」という。）に申し込まなければならない。

- 2 管理者は，前項の規定による申込みがあったときは，貸与の可否を決定し，その旨を当該申込みをした者に通知するものとする。
- 3 管理者は，前項の規定により資格取得資金を貸与する決定をしたときは，当該決定を受けた者と資格取得資金を貸与する旨の契約（以下「貸与契約」という。）を締結するものとする。

（連帯保証人）

第5条 資格取得資金の貸与を受けようとする者は，管理規程で定めるところにより，連帯保証人を立てなければならない。

（貸与期間）

第6条 資格取得資金の貸与期間は，貸与を開始する日から教育機関（資格を取得するための課程を履修することができる研修施設または教育施設として管理者が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の課程を修了する日以後の直近の日に行われる資格を取得するための認定試験の結果が確定する日までとする。

（貸与契約の解除等）

第7条 管理者は，資格取得資金の貸与を受けている者（以下「被貸与者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは，貸与契約を解除することができる。

- (1) 教育機関を退学したとき。
- (2) 退職したとき。
- (3) 教育機関の課程を修了する見込みがなくなると認められるとき。
- (4) 資格取得資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) その他管理者が資格取得資金を貸与することが適当でないとき。

- 2 管理者は，被貸与者が教育機関の課程の履修を休止したときは，休止した日の属する月の翌月から教育機関の課程の履修を再開した日の属する月までの間，資格取得資金の貸与を停止するものとする。

（返還）

第8条 被貸与者は、第6条の貸与期間が終了した日または前条第1項の規定により貸与契約が解除された日（次条の規定により返還の債務の履行が猶予されるときは、当該猶予される期間が終了した日）の翌日から起算して3箇月以内に、管理規程で定めるところにより、貸与を受けた資格取得資金を返還しなければならない。

2 管理者は、疾病その他やむを得ない理由により前項に規定する期限までに返還することが困難であると認めるときは、当該期限を延長することができる。

（返還の猶予）

第9条 管理者は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、貸与した資格取得資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

(1) 第7条第1項（第1号および第3号を除く。）の規定により貸与契約が解除された後においても引き続き教育機関の課程を履修しているとき 当該教育機関の課程を履修している期間

(2) 資格を取得した者であって、引き続き市立病院に在職しているものであるとき 市立病院に在職している期間

(3) 資格を取得するための認定試験の結果、資格を取得することができなかった者（当該認定試験の困難度その他の事情を考慮して管理規程で定める者に限る。）または疾病その他の管理者が認めるやむを得ない理由により資格を取得するための認定試験を受験することができなかった者であって、引き続き市立病院に在職し、かつ、貸与を受けた資格取得資金に係る資格を取得する意思を有するものであるとき 管理規程で定める期間

（返還の免除）

第10条 管理者は、前条第2号に該当して返還の債務の履行の猶予を受けている被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与した資格取得資金の返還の債務の全部を免除するものとする。

(1) 資格を取得した日の翌日から起算して市立病院において医療業務に従事した期間（休職その他の事由により医療業務に従事していな

いものとして管理規程で定める期間がある場合にあつては、当該期間を除いた期間を通算した期間)が5年に達したとき。

(2) 前号に該当する前に死亡したとき。

2 管理者は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理規程で定めるところにより、貸与した資格取得資金の返還の債務の全部または一部を免除することができる。

(1) 前条第2号に該当して返還の債務の履行の猶予を受けている者で、前項第1号に該当する前に退職(死亡による退職を除く。)したとき。

(2) 死亡(資格を取得した者の死亡を除く。)または心身の故障により貸与を受けた資格取得資金を返還することが困難であると認められるとき。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理規程で定める。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(提案理由)

市立病院の医療業務に従事する職員が高度な医療技術に関する資格を取得する際に必要となる資金の貸与に関し必要な事項を定めるため

函館市病院局職員資格取得資金貸与条例施行規程大綱

- 1 貸与の対象となる職員および要件について
- 2 貸与の対象となる資格について
- 3 資格取得資金の種類および貸与限度額について
- 4 貸与の申込みについて
- 5 連帯保証人について
- 6 返還の手続について
- 7 返還の猶予の対象となる者について
- 8 返還の猶予期間について
- 9 医療業務に従事していない期間について
- 10 返還の免除について